



年企発 0724 第 1 号
2018 (平成 30) 年 7 月 24 日

地方厚生 (支) 局保険年金 (企業年金) 課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
(公印省略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の
一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 66 号) の一部が平成 30 年 5 月 1 日より施行され、企業型年金を実施する事業主は、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関 (以下「運営管理機関」という。) に委託する場合は、少なくとも 5 年ごとの運営管理業務の評価等の実施に努めることとされた。

事業主は、確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理機関を選定する必要があることから、上記努力義務の施行に伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令 (平成 30 年内閣府・厚生労働省令第 5 号) 及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 厚生労働省令第 89 号) が 2018 (平成 30) 年 7 月 24 日に公布された。あわせて、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」 (平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号) の別紙 1 について、別添のとおり制度導入時における運営管理機関の評価項目として「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加し、2018 (平成 30) 年 7 月 24 日より適用することとしたので、よろしく取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）新旧対照表

新			旧		
(別紙 1)			(別紙 1)		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第 3 条第 3 項 1～2 の 2 (略) 3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務 4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。 ア～エ、(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が行う業務が明記されていること。 (注) <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が以下の点を考慮した上で確定拠出年金運営管理機関等を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 ①確定拠出年金運営管理機関については、もっぱら企業型年金加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容（企業型年金加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。） 、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する確定拠出年金運営管理機関が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の確定拠出年金運営管理機関について評価することができない場合を除く。） ②特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関（確定拠出年金運営管理機関と緊密な資本又は人的関係のあ 	法第 3 条第 3 項 1～2 の 2 (略) 3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場合、その業務 4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（確定拠出年金運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務	(参考) 運営管理業務には、記録関連業務（下記ア、イ、ウ）及び運用関連業務（下記エ）がある。 ア～エ、(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が行う業務が明記されていること。 (注) <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が以下の点を考慮した上で確定拠出年金運営管理機関等を選任したことを選定理由に関する書類等により十分に確認すること。 ①確定拠出年金運営管理機関については、もっぱら企業型年金加入者等の利益の観点から、運営管理業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容（企業型年金加入者等から企業型年金の運営状況に関する照会があったときは、誠実かつ迅速に対応できる体制を整備していることを含む。以下同じ。） 、手数料の額等に関して、複数の確定拠出年金運営管理機関について適正な評価を行ったこと。（当該実施事業所の地域内で営業する確定拠出年金運営管理機関が複数存在しない等やむを得ない事由により複数の確定拠出年金運営管理機関について評価することができない場合を除く。） ②特に、事業主が、緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある確定拠出年金運営管理機関（確定拠出年金運営管理機関と緊密な資本又は人的関係のあ

<p>5～12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ある法人を含む。)を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、<u>提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等</u>に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。</p> <p>③ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関の行う業務が明記されていること。 ・委託先(再委託先)確定拠出年金運営管理機関の名称・住所が、仮契約書の内容と合致していること。 ・委託(再委託)の業務が、仮契約書の内容と合致していること。 ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 <p>(略)</p>	<p>5～12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>る法人を含む。)を選任しているときは、当該機関の専門的能力の水準、<u>業務・サービス内容、手数料の額等</u>に関して適正な評価を行った結果、合理的な理由があること。</p> <p>③ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関の行う業務が明記されていること。 ・委託先(再委託先)確定拠出年金運営管理機関の名称・住所が、仮契約書の内容と合致していること。 ・委託(再委託)の業務が、仮契約書の内容と合致していること。 ・再委託を行う場合、委託業務のすべてを再委託先に丸投げしていないこと。 <p>(略)</p>
-----------------	------------	---	-----------------	------------	---